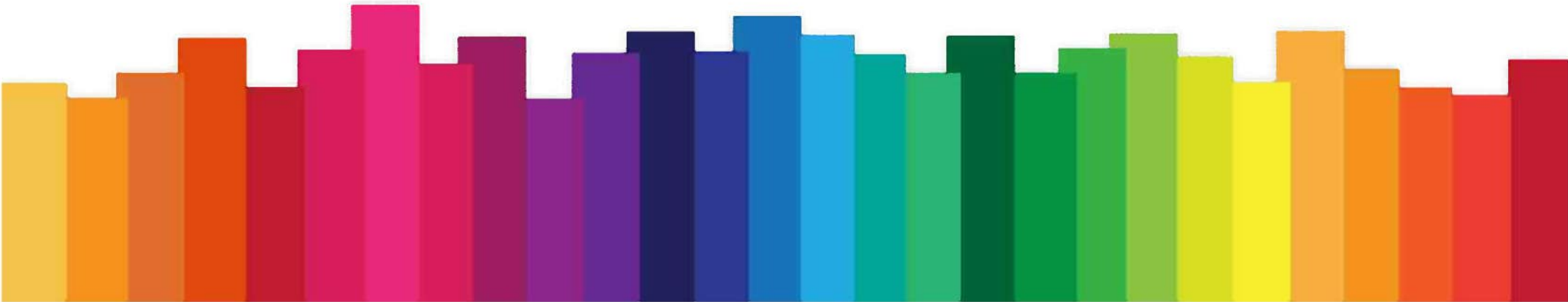


利用者向け 在宅難病患者一時入院の手引

令和7年6月

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課





はじめに

- 静岡県では、難病患者を介護する家族の負担の軽減と、風水害時における難病患者の安全の確保を図るために、医療機関等の施設に一時的に入院できる制度を設けています。
- この手引では、制度を利用しようとする方に向けて、制度の概要や利用の手続をできるだけ分かりやすく説明しています。
- 手引を御覧になった上で、是非、制度の利用について、主治医の先生と検討してみてください。
- 分からないことなどがありましたら、巻末に御案内している問合せ先まで御連絡ください。



目次

1. 制度の概要
2. 利用の手続
3. Q & A
4. 問合せ先



1 制度の概要

1-1 対象となる難病患者

1-2 対象となる施設

1-3 費用



1-1 対象となる難病患者

以下の1から3の全てを満たす方が対象です。

1. 特定医療（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けていること
2. 県内に住所を有していること
3. 在宅で人工呼吸器を使用し、又は気管の切開により頻回に喀痰を吸引することを必要としていること



1-2 対象となる施設

一時入院できる施設は以下の 1 及び 2 を満たしている必要があります。

1. 72時間以上連続稼働可能な非常用自家発電設備を有していること
2. 常勤の医師を配置し、難病患者等へ急変時の医療提供が可能なこと



1-3 費用

制度を利用するためには以下の費用がかかります。

1. 一時入院費用（利用料金）

施設によって異なりますが、おおむねの金額はあらかじめ条件確認書で定めておきます。
施設からは県補助額（19,270円/日以内）を差し引いた額が請求されます。
健康保険や医療費助成の対象ではありませんので御注意ください。

2. 検査費用

施設により「事前の検査」が必要とされる場合は、別途検査費用が必要となります。

3. 移動費用

施設までの移動に介護タクシー等を利用する場合は、別途料金が必要となります。

4. 医療状況等情報提供書作成費用

制度の利用に当たっては、あらかじめ主治医に医療状況等情報提供書を作成してもらう必要があります。
作成には文書料がかかります。医療機関によって異なりますので、主治医にお問合せください。



2 利用の手続

2-1 一時入院する施設を決めておく

2-2 一時入院する

2-1 一時入院する施設を決めておく①

情報 提供書

- 主治医に医療状況等情報提供書（様式第2号）の作成を依頼しましょう。
- 併せて候補施設について助言を求めても良いでしょう。

連絡

- 候補施設を決められない場合や連絡を取りづらいときは、難病診療連携コーディネーターに相談することができます。
- 候補施設が決まったら、コーディネーターに連絡し、条件確認書（参考様式）の作成を依頼しましょう。

難病診療連携コーディネーター（浜松医科大学医学部附属病院 難病医療相談支援室）
〒431-3192 浜松市中央区半田山1-20-1 電話：053-435-2477 E-MAIL：nanbyou@hama-med.ac.jp

条件 確認書

- 施設から条件確認書が届きます。
- 条件確認書には、サービス内容や利用料金が記載されています。
- 条件確認書の内容を確認したら、署名して、施設に返送します。
- 条件確認書の写しは手元に保管しておきましょう。施設の指示に従って、一時入院します。



2-1 一時入院する施設を決めておく②

利用申請

- 在宅難病患者一時入院支援事業利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、医療状況等情報提供書（様式第2号）と条件確認書の写しを添えて、難病診療連携コーディネーターに送付します。

利用決定

- 県から、在宅難病患者一時入院決定通知書（様式第3号）が届きます。
- 年間（4月～翌年3月）において14日間まで一時入院の利用が可能です。

2-2 一時入院する

入院の 連絡

- 入院したい日が決まったら、施設、主治医、静岡県疾病対策課に連絡しましょう。
疾病対策課 電話：054-221-3393 E-MAIL：shippei@pref.shizuoka.lg.jp

受入れの 連絡

- 施設から、受入れの可否と受入日時の連絡があります。
- 受入れできない旨の連絡があったら、難病診療連携コーディネーターに連絡してください。

一時入院

- 施設の指示に従って、一時入院します。
- 施設から費用を請求されるので、支払います。（健康保険や医療費助成は使えません。）



3 Q & A



3 Q & A

Q 1 どのような場合に一時入院できるのですか。

A 1 この制度は、患者を介護する家族の休息（レスパイト）や台風などの風水害発生が見込まれる場合の安全確保を目的とするものですが、一時入院する際の理由は特に問いません。

Q 2 一時入院にかかる費用はおおむねどの程度ですか。

A 2 医療機関によって異なり、一概にどの程度と言うことはできません。ただし、規模が大きく設備の整っている施設は比較的高額となる場合があります。可能であれば、複数の候補施設を比較することをお勧めします。



3 Q & A

Q 3 主治医に相談してから実際に入院できるまでにどれくらいの日数がかかりますか。

A 3 候補施設との調整の進み具合次第であり、一概にはお答えできません。難病診療連携コーディネーターに利用申請していただいてから、県の決定通知まではおおむね3週間です。

Q 4 入院の予定はいつ頃連絡すれば良いですか。

A 4 レスパイトを目的とする利用など、早めに予定が分かる場合は、できる限り予定日の2週間前までに連絡してください。ただし、風水害時の事前避難の場合など、直ちに利用したい場合は、この限りではありません。



4 問合せ先



4 問合せ先

○制度・補助金に関すること

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-3393

E-MAIL shippei@pref.shizuoka.lg.jp

○施設との調整に関すること

難病診療連携コーディネーター

〒431-3192 浜松市中央区半田山1丁目20番1号

浜松医科大学医学部附属病院 難病医療相談支援室

電話 053-435-2477

E-MAIL nanbyou@hama-med.ac.jp